

# こども家庭庁説明資料

こども家庭庁成育局成育環境課

1. 「放課後児童対策パッケージ2025」について
2. 令和6年度補正予算について
3. 令和7年度予算案について
4. 令和6年放課後児童健全育成事業実施状況調査結果について
5. 放課後児童クラブ運営指針改正について

# 1. 「放課後児童対策パッケージ2025」について

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題**に対応した**6つの対応策**を追加して整理。

### 3つの課題

#### ①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（**時期**）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（**学年**）
- ・一部の自治体において特に発生（**地域**）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

#### ②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

#### ③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

### 6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

## 趣旨

- ▶ 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- ▶ 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人  
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

## 1. 放課後児童対策の具体的な内容について

### (1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

#### 1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ[R6補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援[R6補正]
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

#### 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援[R6補正]
- ④ 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

#### 3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

#### 4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

#### 5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

### (2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

#### 1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R6補正、R7拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応[一部R6補正]
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

#### 2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

#### 3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組[一部R6補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

## 2. 放課後児童対策の推進体制について

### (1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

### (2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

## 3. その他留意事項について

### (1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

### (2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

### (3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

## 2. 令和6年度補正予算について

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

## 想定される業務・機能例

### 市町村

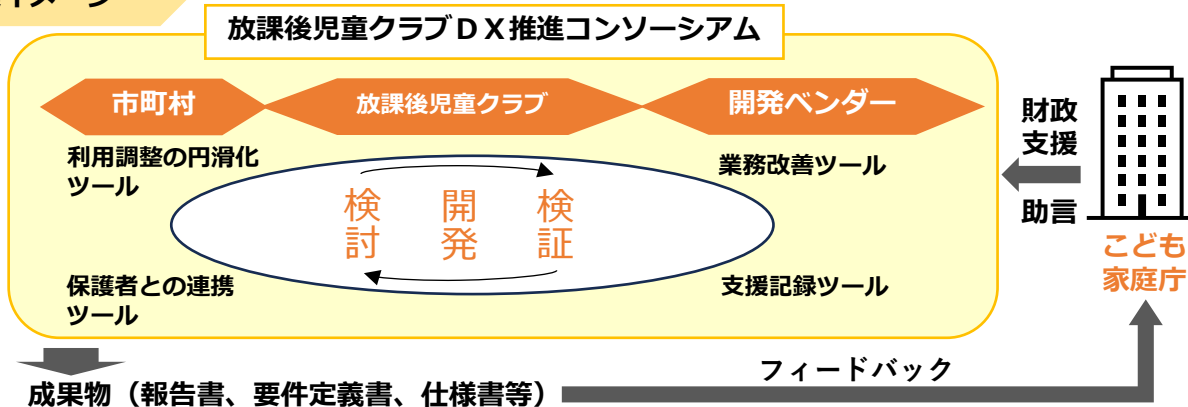
- ・利用申請手続き、面談等の予約
- ・利用調整、空き定員の公表

### 放課後児童クラブ

- ・児童の出欠席の記録、管理
- ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- ・保護者への連絡、アンケートの実施
- ・利用料の請求、請求書の作成
- ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
- ・市町村からクラブへの情報提供
- ・育成支援の記録 等

### これらをつなぐもの

## 事業イメージ



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,574千円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

### (1) 関係者による協議の場の設置

- ・ 待機児童解消を目指すことと並行し、待機児童等が利用することのできる放課後児童クラブと同程度の預かり事業の実証に向けた協議を行う場（以下、「関係者協議会」という。）を設け、市町村域の担当部署や学校・教育委員会、事業者等の関係者を集め、待機児童の生活実態や自治体における受け皿整備の課題について調査等を通じて把握した上で、ニーズに応じた事業実施に向けた具体的な対応策の検討、評価等を行う。

### (2) 放課後児童クラブと同程度の預かり支援事業の実施

- ・ 関係者協議会において議論された課題を踏まえ、待機児童や新たに放課後児童クラブの利用を希望する児童に対して、学校や児童館等の既存の社会資源を活用した放課後児童クラブと同程度の開所日数や開所時間を設定した預かり支援事業を実証する。

#### <具体的な支援事業の例>

- ・ 児童館等のこどもの居場所の開設時間を近隣の放課後児童クラブの開所時間同等まで延長する等の預かり支援事業
- ・ 放課後子供教室の終了後に、居場所が必要な児童に対して別途、預かりを行う事業
- ・ 児童等のニーズに応じた、小学校区を超えて利用できる事業（送迎支援事業や送迎ステーション事業の試行的運用等）の実施
- ・ 保育所や企業主導型保育施設等の活用による小規模な預かり支援事業

### (3) 成果物の提出・好事例の横展開

- ・ 実証事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、国に報告する。  
国は、自治体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。
- ・ なお、本事業の検証結果については、市町村における令和7年度以降の待機児童解消計画等に反映する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（待機児童が50人以上生じている市町村（令和7年度に待機児童が50人以上生じる見込みのある市町村を含む。））

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：4,000千円



## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。  
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

### <具体的な取組例>

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和7年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10/10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

## 事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。
- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

## 事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

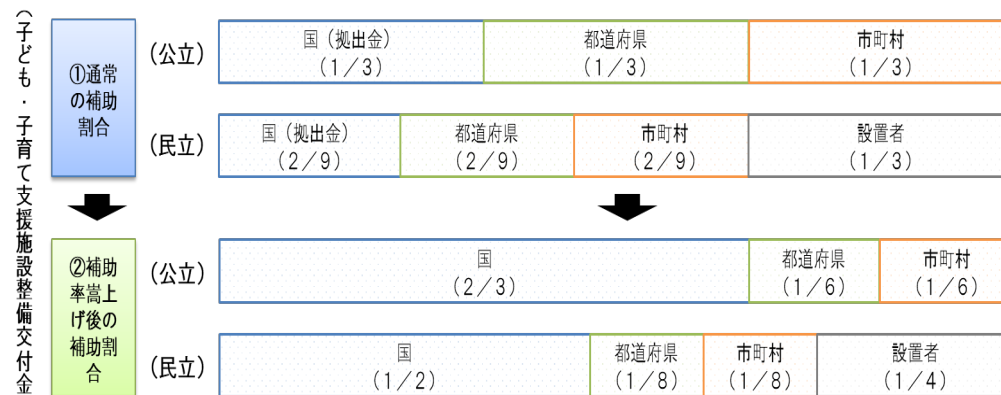
## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

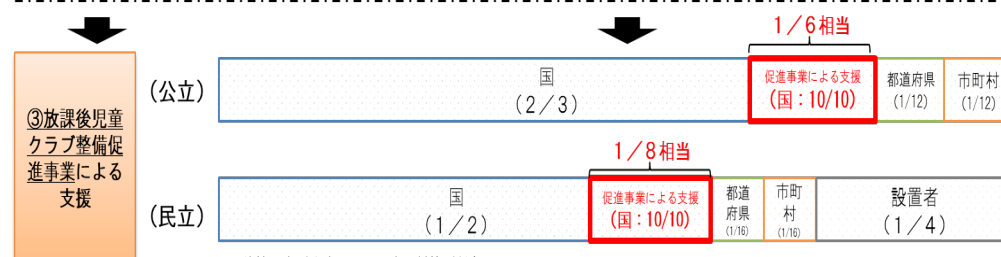
【補助率】定額（10/10相当）

※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

## 事業イメージ



※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ



※待機児童が発生している市町村等が対象

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

令和6年度補正予算 1.1億円

## 事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

## 事業の概要

### 【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

### 【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、親子関係形成支援事業所

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村、都道府県等が認めた者

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1支援の単位当たりとする。

令和6年度補正予算（子ども・子育て支援交付金） 3.9億円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減や利用者の利便性を向上させる環境整備は運営における課題となっており、本事業では、放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とし、更なる放課後児童クラブ等におけるICT化の推進に向け、引き続き支援を続けていく必要がある。

## 事業の概要

### 【事業内容】

#### （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- ・ 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- ・ 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

#### （2）翻訳機等の購入

- ・ 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

### 【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助単価】

- （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- （2）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

## 活用イメージ

### 放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



令和6年度補正予算 138億円（うち5か年加速化対策分 37億円）

## 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進するとともに、防災・減災、国土強靭化を支援し、次世代育成支援対策の充実を図る。

## 事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
<b>①通常整備</b>		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張 スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉 施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設</li> <li>・職員養成施設</li> <li>・自立援助ホーム</li> <li>・ファミリーホーム</li> <li>・一時預かり事業所</li> <li>・地域子育て支援拠点事業所</li> <li>・利用者支援事業所</li> <li>・子育て支援のための拠点施設</li> <li>・市区町村子ども家庭総合支援拠点</li> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> </ul>
<b>②耐震化等整備</b>		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童家庭支援センター</li> <li>・児童厚生施設（児童館）</li> <li>・児童相談所一時保護施設</li> <li>・障害児入所施設</li> <li>・児童発達支援センター</li> <li>・児童発達支援事業所</li> <li>・放課後等デイサービス事業所</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援事業所</li> <li>・保育所等訪問支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・こども家庭センター</li> <li>・里親支援センター</li> <li>・社会的養護自立支援拠点事業所</li> <li>・妊産婦等生活援助事業所</li> <li>・児童育成支援拠点事業所</li> <li>・子育て短期支援事業専用施設</li> </ul>

### 【令和6年度拡充事項】

- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】 定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

### 3. 令和7年度予算案について

令和7年度当初予算案 1,296億円 (1,398億円)

<子ども・子育て支援交付金>	令和7年度予算案	1,174億円	(1,223億円)
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和7年度予算案	87億円	(143億円)
<こども政策推進事業費補助金(放課後関係)>	令和7年度予算案	25億円の内数	(22億円の内数)
<保育対策総合支援事業費補助金(放課後関係)>	令和7年度予算案	10億円の内数	(11億円の内数)

## 事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

## 1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

### (1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	1/3 ※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	
	市町村1/6	

### (2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### (3) 放課後児童クラブ支援事業

#### ①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

#### ②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

#### ③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### (4) 放課後児童支援員の処遇改善

#### ①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18半を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

### (5) 障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### (6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

### (7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

### (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

### (9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

### (10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合  
(高上げ前) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
(高上げ後) 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- 民立の場合  
(高上げ前) 国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3  
(高上げ後) 国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4  
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### こどもの居場所の確保

#### (1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

#### (2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

## 3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

### (1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

### 育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

#### (1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

#### (2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和7年度予算における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

### ① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

#### ○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 747千円（年額）

#### ○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 600千円（年額）

### ② 長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合  
（見直し後）18時半を超えて開所する場合



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 1,174億円の内数(1,223億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童の発生状況等から、年度前半とりわけ夏季休業期間中のニーズへの対応が求められている。そのため、既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行うことにより、夏季休業期間中に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

### (1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に、同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】747千円(分室に設置する1支援の単位当たり年額)

### (2) 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ環境改善事業)

上記(1)に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】600千円(分室に設置する1支援の単位当たり年額)

### 【実施イメージ】

同一市町村域内に所在する本体の事業所の管理下にある分室を設けた場合の支援。



## 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区及び一部事務組合を含む。) ※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

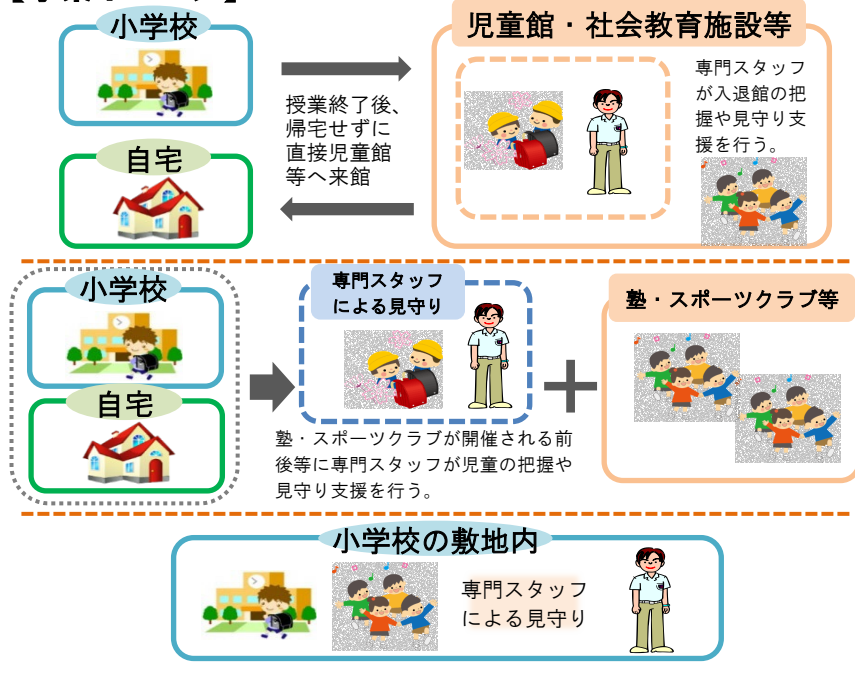
## 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

## 事業の概要

- 1 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 3 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 4 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 5 対象事業の要件**
  - (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
  - (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
  - (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

## 【事業イメージ】



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】①運営費：1,116千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

## 事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

## 事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

## 実施主体等

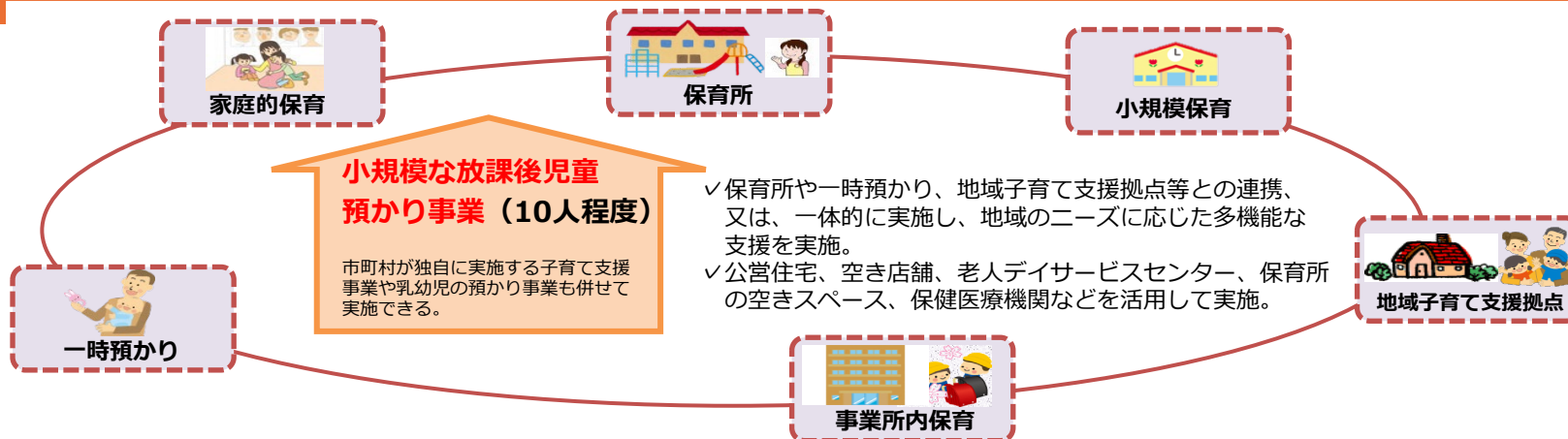
【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】

- ①運営費：1,116千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,416千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：778千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

## 事業イメージ



# 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 （「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

## 事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
  - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等こどもの安全管理体制等に関する職員への助言。
  - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
  - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む。） ※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】 国 1 / 2、市町村（又は都道府県） 1 / 2

【補助基準額案】 4,064千円 ※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

## 事業イメージ

放課後児童クラブ



巡回アドバイザー

巡回による安全管理体制の助言や職員に対する遊び・生活に関する支援や必要に応じて関係機関の紹介、等

放課後児童クラブ



# 放課後児童クラブの人材確保支援

（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施） 成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、放課後児童支援員を保育人材等就職・交流支援事業の対象とする。

## 事業の概要

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。  
また、「保育人材等就職・交流支援事業」の対象とする。
  - ✓ 放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。【保育士・保育所支援センター設置運営事業】
  - ✓ 保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。【保育人材等就職・交流支援事業】

## 実施主体等・事業イメージ

### 保育士・保育所支援センター設置運営事業

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【補助率】国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額案（1自治体当たり）】

- ・ 保育士・保育所支援センター運営費：基本分 2,129千円  
取組に応じた加算分 3,434千円（普及啓発経費加算）  
2,090千円（養成校等との連携加算）
- ・ 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円
- ・ 放課後児童支援員の人材確保支援経費：1,325千円 等

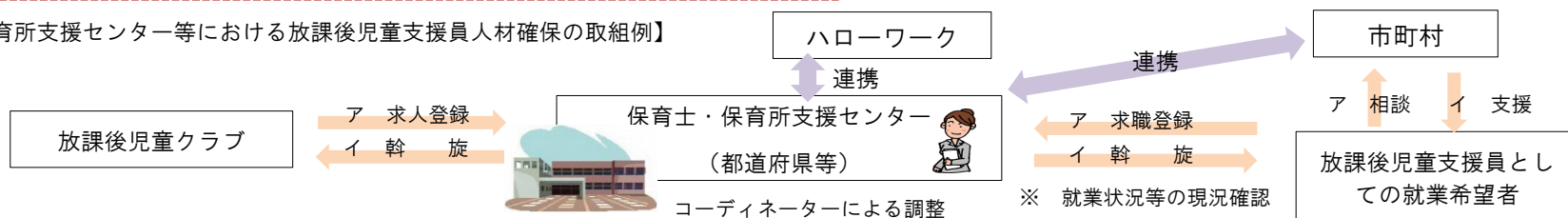
### 保育人材等就職・交流支援事業

【実施主体】市町村

【補助率】国：1/2 市町村：1/2

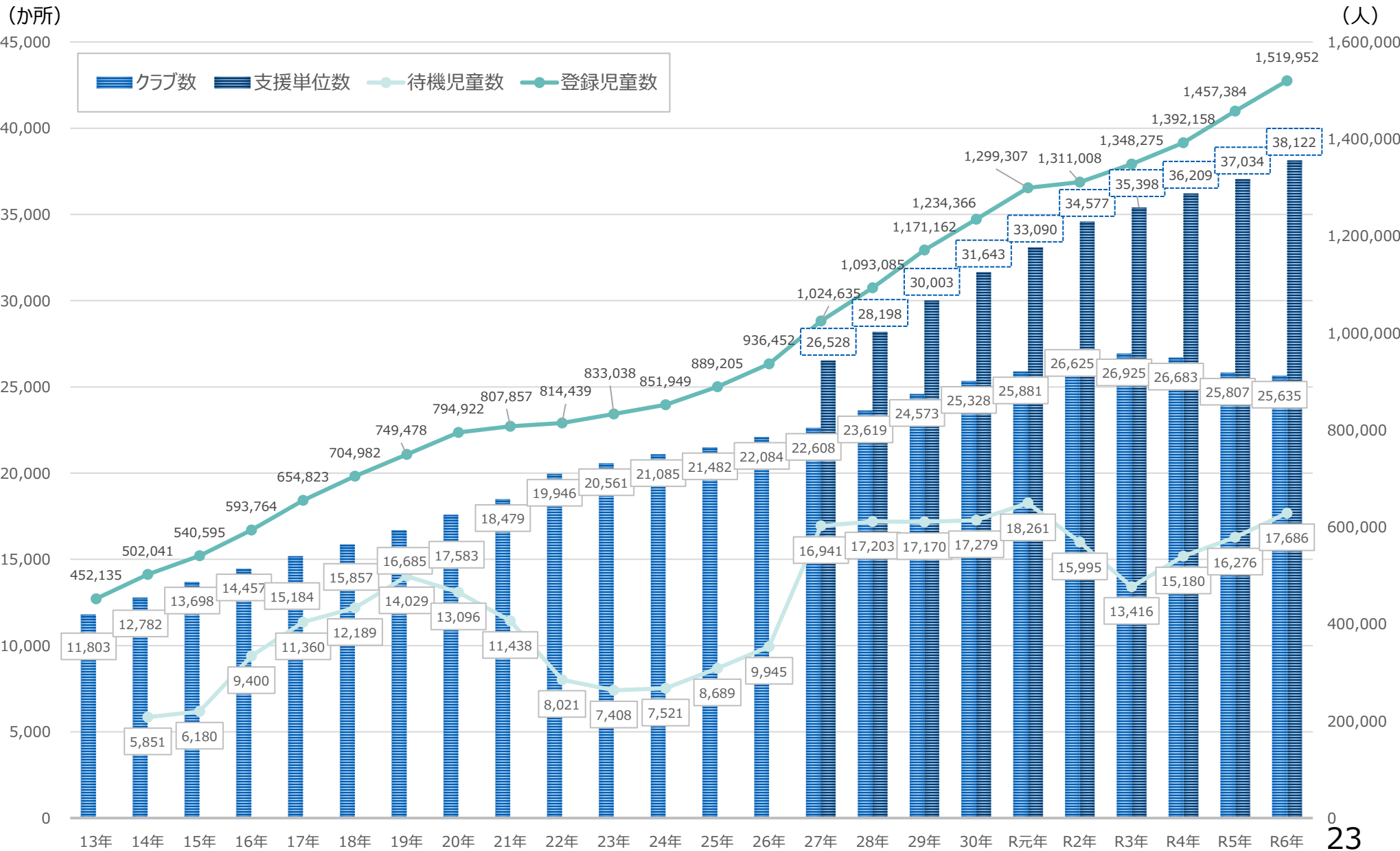
【補助基準額案（1市町村当たり）】11,809千円

【保育士・保育所支援センター等における放課後児童支援員人材確保の取組例】



## 4. 令和6年放課後児童健全育成事業 実施状況調査結果について

# 放課後児童クラブ数、登録児童数及び待機児童数の推移



# 令和6年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和6年5月1日現在） 調査結果のポイント①

## ① 登録児童数

### ➤ 過去最高値を更新

1,519,952人【前年比+62,568人】（令和5年：1,457,384人）

## ② 放課後児童クラブの支援の単位数

### ➤ 過去最高値を更新

38,122支援の単位【前年比+1,088支援の単位】

（令和5年：37,034支援の単位）

※ 「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

## ③ 放課後児童クラブ数

25,635か所【前年比▲172か所】（令和5年：25,807か所）

うち、放課後子供教室との校内交流型5,660か所【前年比+8か所】

※ 校内交流型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

（注）昨年度まで支援の単位数をクラブ数として計上していた自治体があり、当該自治体が修正した結果、クラブ数が減少している。

## ④ 利用できなかった児童数（待機児童数）

➤ 待機児童数については対前年で**1,410人増加し、17,686人**となった。

➤ 学年別で見ると、

**小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は173人、**

**小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は1,237人増加。**

➤ 都道府県別では、

**東京都（3,731人）、埼玉県（2,132人）、千葉県（1,181人）で全体の約4割を占めている。**

全体：**17,686**【前年比+1,410人】（令和5年：16,276人）

### ＜学年別内訳＞

小学1年生：2,209人【前年比-202人】（令和5年：2,411人）

小学2年生：2,116人【前年比+4人】（令和5年：2,112人）

小学3年生：3,879人【前年比+371人】（令和5年：3,508人）

小学4年生：5,707人【前年比+663人】（令和5年：5,044人）

小学5年生：2,756人【前年比+424人】（令和5年：2,332人）

小学6年生：1,019人【前年比+150人】（令和5年：869人）

※ 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、対象児童を「おおむね10歳未満」から「6年生まで」と明確化。



# 令和6年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和6年5月1日現在） 調査結果のポイント②

## ⑤ 放課後児童クラブの職員数

放課後児童クラブの職員数	:	200,787人（100.0%）	【前年比+ 8,643人】	（令和5年：192,144人）
うち、放課後児童支援員の数	:	112,327人（55.9%）	【前年比+ 4,579人】	（令和5年：107,748人）
うち、認定資格研修を修了した者の数	:	105,238人（93.7%）	【前年比+ 3,433人】	（令和5年：101,805人）
うち、補助員の数	:	83,345人（41.5%）	【前年比+ 2,371人】	（令和5年：80,974人）
うち、育成支援の周辺業務を行う職員の数	:	5,115人（2.6%）	【前年比+ 1,693人】	（令和5年：3,422人）

※ 「認定資格研修を修了した者の数の割合」は放課後児童支援員の数に対する割合

## ⑥ 放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士	:	25,946人（23.1%）	【前年比+ 908人】	（令和5年：25,038人）
高等学校卒業者で、2年以上児童福祉事業に従事した者	:	40,135人（35.7%）	【前年比+ 3,015人】	（令和5年：37,120人）
教育職員免許状を有する者	:	24,588人（21.9%）	【前年比+ 76人】	（令和5年：24,512人）

※（ ）内は放課後児童支援員の総数（112,327人）に占める割合

## ⑦ 18時30分を超えて開所している放課後児童クラブ数

平日（※1）	:	15,818か所（61.7%）	【前年比+193か所】	（令和5年：15,625か所（60.5%））
長期休暇等（※2）	:	15,135か所（59.4%）	【前年比+ 63か所】	（令和5年：15,072か所（58.7%））

※1 平日に開所しているクラブ数（令和6年：25,635か所、令和5年：25,807か所）に占める割合

※2 長期休暇等に開所しているクラブ数（令和6年：25,488か所、令和5年：25,662か所）に占める割合

# 令和6年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和6年5月1日現在） 調査結果のポイント③

## ⑧ 長期休暇期間における昼食提供の状況

提供の有無	令和6年	
昼食の提供有り	11,026	(43.0%)
昼食の提供無し	14,609	(57.0%)
計	25,635	(100.0%)

※( )内は全クラブ数(令和6年：25,635)に対する割合

提供方法	令和6年	
事業所内部での調理	1,753	(15.9%)
事業所による手配	5,420	(49.2%)
保護者会等による手配	535	(4.9%)
その他	3,318	(30.1%)
計	11,026	(100.0%)

※( )内は昼食の提供を行っているクラブ数(令和6年：11,026)に対する割合

## ⑨ 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

	令和6年	令和5年	令和4年
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	13	10	0

※放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

## ⑩ 利用手続きの状況

利用申込みのオンライン化	令和6年		令和5年		増減
利用手続きの一部(もしくは全部)を オンライン化している	233	(14.3%)	138	(8.5%)	95
利用手続きをオンライン化していない	1,398	(85.7%)	1,493	(91.5%)	▲ 95
計	1,631	(100.0%)	1,631	(100.0%)	0

※( )内はクラブ実施市町村数(令和6年：1,631、令和5年：1,631)に対する割合

## 5. 放課後児童クラブ運営指針改正について

**専門委員会設置の趣旨：**令和5年12月に閣議決定した「こどもの居場所づくりに関する指針」において、児童厚生施設や放課後児童クラブは、既存の事業・施設として、こどもの居場所づくりを推進する上で重要な地域資源としている。この指針を踏まえ、児童厚生施設及び放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援に関する専門的な事項や「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」等の見直し等について調査審議を行うため、こども家庭審議会こどもの居場所部会の下に、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」を設置する。

## 概要

### 1. 構成等

- (1) 専門委員会委員は右記参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会の庶務は、こども家庭庁成育局成育環境課において処理する。

### 2. 主な検討事項

- (1) 児童厚生施設（児童館、児童遊園）の運営等に関する事項
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営等に関する事項
- (3) その他、児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する事項

### 3. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

## 委員

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 教授
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
大内 範子	松山市こども家庭部こどもえがお課 担当課長
◎ 大竹 智	立正大学 社会福祉学部 教授
齋藤 勇介	全国児童館連絡協議会副会長 宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長
佐藤 正美	特定非営利活動法人学童保育おおみや 東小学童保育の会放課後児童支援員
藤本 愛子	社会福祉法人興望館学童クラブ父母の会前会長

令和6年5月29日現在（敬称略、五十音順）  
【注】◎は委員長

## 開催実績

第1回 令和6年3月8日

第2回 令和6年5月29日

第3回 令和6年8月2日

## 「放課後児童クラブ運営指針」「児童館ガイドライン」の改正について

### 改正に向けての論点

#### 1 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正

「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)の内容を反映する。

#### 2 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日)において、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討することとしている。パッケージの内容は、令和6年4月25日関係府省会議において、総合的な対策として推進するものと位置付けている。

#### 3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正

#### 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正 を踏まえた改正

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第159号)の内容を反映する。

#### 4 厚生労働省社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正

同専門委員会報告書(令和5年3月28日)において指摘されている内容について反映する。

#### 5 近年の児童館、放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正

施設内虐待や不適切な支援、交通安全、昼食提供、重大事故の発生等への対応状況を踏まえて改正する。

#### 6 「子ども」の表記を「こども」に統一する

### こどもの意見聴取

- アンケートにより、児童館利用児童(乳幼児の保護者含む)666件、放課後児童クラブ利用児童7,673件の意見を聴取
- 利用にあたって良かったこと・いやだったことについて回答していただき、生成AIにより要約や共起ネットワーク図で分析
- 児童館・・・肯定的な意見「友達」「おもちゃ」「イベント」など児童館の特性が意見に反映されていた  
否定的な意見「ボール」「おもちゃ」「場所」などハード面の充実が期待された
- 放課後児童クラブ・・・肯定的な意見「友達」「宿題」「遊び」など放課後児童クラブの生活上の様子が意見に反映されていた  
否定的な意見「先生」「おやつ」「友達」など人間関係に関する課題が浮き彫りとなった
- こどもたちに対するフィードバックをホームページあるいは郵送で実施した

## 改正のポイント

- ▶ こども基本法、こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえて、こどもの権利に関する記述を充実した。具体的には、
  - ①こども自身が権利の主体であることを実感できるよう、こどもの権利についてこどもや保護者、地域住民に伝える機会づくり
  - ②児童館、児童クラブ職員が自らこどもの権利について学習することを求めること
  - ③運営主体にこどもの権利に関する学習や職員の学習機会保障を求めること
  - ④こどもの意見形成支援、意見聴取、意見反映への支援に関すること
  - ⑤こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対処方法について定め、こどもに周知すること 等について記載した。
- ▶ 性被害防止のための取組、こども間での性暴力が発生した場合への対応について求めた。
- ▶ さまざまな社会的・文化的困難を抱えるこども等への対応は、インクルージョン(包容・参加)の観点から配慮することを記載した。
- ▶ 交通安全について、留意すべき点等を記載した。
- ▶ 第三者評価について、実施と結果の公表について追記した。
- ▶ おやつや昼食の提供について、留意すべき点やおやつの意義について追記した。
- ▶ 保護者との連絡におけるICT(情報通信技術)の活用について記載した。
- ▶ 障害のあるこどもへの支援に関して、関係機関との連携や体制構築にむけた支援等の活用について追記した。
- ▶ 運営主体の変更が生じる場合への留意点について追記した。
- ▶ 学校や地域との関係について、こどもの生活や発達の連続性を踏まえた連携について記載した。特に、学校の特別教室をタイムシェア(一時的利用)によって運営する際の留意点について記載した。また、放課後子供教室やコミュニティ・スクールの取組との連携について記載した。
- ▶ 安全・安心な居場所確保に向けた安全計画や業務継続計画の策定について記載した。重大事故の発生予防に関して記載した。
- ▶ 災害時の対応について、関係機関との連携や人的支援や専門的助言を求めることについて記載した。